

津山市総合斎場
指定管理者仕様書

令和元年7月

津山市

津山市総合斎場（以下「斎場」という。）において、指定管理者が行なう業務内容及びその範囲等は、この仕様書による。

1 趣旨

この仕様書は、津山市斎場条例及び同施行規則に定めるもののほか、指定管理者を募集するに当たって管理運営に関する市の基本的な考え方を示すとともに、指定管理者が行う業務の内容その他について定めることを目的とする。

2 対象施設の概要

津山市総合斎場は近隣の町からの利用もある岡山県北における拠点的な火葬施設であり、会館棟は平成3年度の開場当初から、火葬棟は平成22年度から民間委託をしています。

平成24年度からは指定管理者制度を導入し、現在に至っています。

名称	津山市総合斎場	
所在地	津山市小田中 1115 番地	
施設概要	敷地面積	26,763.22㎡
	開場年	平成3年
	延床面積	1,529.73㎡
	主要施設	<ul style="list-style-type: none"> ・会館棟 (591.48㎡ 待合ホール、告別室、和室25畳2室、事務室、機械室、湯沸室、化粧室等) ・火葬棟 (938.25㎡ お別れホール、収骨室2室、事務室、炉前ホール、台車置場、霊安室、告別室、休憩室、炉室、電気室、制御室、機械室、残灰室、空調機械室等) ・駐車場 (第1：50台、第2：10台、第3：20台収容)
	火葬炉数	標準炉4基、超大型炉2基、大型炉1基、汚物炉1基

①年間火葬件数 (単位：件)

平成28年度	平成29年度	平成30年度
1,443	1,456	1,475

②告別室、和室利用件数 (単位：件)

平成28年度	平成29年度	平成30年度
1,069	1,042	1,092

3 施設の管理運営に関する基本的な考え方（再掲）

墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号）の規定に基づき、火葬が地域住民の宗教的感情に適合し、かつ公衆衛生上その他の公共の福祉の見地から支障なく行われ、また、人生終焉の荘厳な場として「故人との別れ」の儀式が厳粛かつ円滑に執り行われる拠点施設であるため、下記の事項に留意し、管理運営にあたること。

- (1) 施設利用者の安全確保を第一とする。
- (2) 「墓地、埋葬等に関する法律」その他関係法規を遵守し、その趣旨を十分理解した上で管理を行う。
- (3) 利用者の心情に配慮し、きめ細かいサービスの提供に努める。
- (4) 市民の平等利用を確保する。
- (5) 個人情報の保護を徹底する。
- (6) 環境保護に配慮する。
- (7) 施設の効用を最大限に発揮し、利用者のサービス向上を図る。
- (8) 現状以上のサービスを維持しながら、管理運営費の削減に努める。
- (9) 予防的補修等を実施し、設備等の延命化を図る。
- (10) 火葬業務、貸館業務等の中心業務は、再委託しない。
- (11) 周辺住民の理解と協力を得ながら管理運営を行う。

4 施設の運営に関すること

(1) 休場日

休場日は、1月1日から3日まで及び市長が特に必要と認める日（管理上必要とする日）を休場日とする。この休場日は施設の点検・修繕をするため、火葬業務を行なわない日である。ただし、利用希望があれば、霊安室については1月1日から3日、通夜利用については1月3日の利用を認める。

(2) 使用時間

《火葬棟及び火葬に関する業務》

津山市総合斎場 午前9時から午後6時まで

ただし、必要に応じて時間を変更する場合がある。

《会館棟及び斎場使用に関する業務》

◎午前の部 午前9時から午後1時まで

◎午後の部 午後1時から午後5時まで

◎通夜 午後5時から翌日午前9時まで

ただし、必要に応じて時間を変更する場合がある。

(3) その他事項

施設利用に伴い、以下の場合の体制について整えること。

- ① 通夜の利用があった場合は、職員を配置し利用者の対応並びに施設の見回りを行うこと
- ② 霊安室の利用は随時受付となるため、対応可能な体制を整えること

5 指定期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日までとする。(5年間)

6 指定管理者が行う管理業務の基準

(1) 管理運営業務に当たっては、次の法令等を遵守して行うこと。

- ① 墓地・埋葬等に関する法律、同規則
- ② 津山市斎場条例、同規則
- ③ 地方自治法、同施行令、同施行規則ほか行政関係法
- ④ 労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法令
- ⑤ ビル管理法、同施行規則、水道法、同施行規則、建築基準法、消防法、同施行規則、電気事業法その他施設、同施行規則、設備の維持管理又は保守点検に関する法令
- ⑥ その他

- ・指定管理者は、施設の管理に関し知り得た個人情報の保護を図るため、津山市個人情報保護条例の規定に従い、協定において定める安全確保の措置を講じなければならない。
- ・指定管理者は、施設の使用許可承認等行政処分に相当する権限を行使しようとするときは、津山市行政手続条例の規定を遵守すること。
- ・指定管理業務を行うに当たり作成し又は取得した文書等は、適正に管理し、5年間保存すること。指定期間を過ぎた後も同様とする。

※ 管理の基準に関する細目的事項は、協議の上、協定で定める。

- (2) 施設の設備及び備品等の維持管理を適切に行うこと。
- (3) 施設の利用者に対する指導等を行うこと。

7 管理のための体制の整備

(1) 従業員の雇用に関すること

- ① 管理者となる職員を配置し、管理者の本籍、住所、氏名を市に届けること。
- ② 施設の管理上必要な有資格者（防火管理者、危険物乙4種）を配置すること。
- ③ 業務の特殊性を考慮し、業務に支障のない勤務体制とし、不測の事態に備えて、代替職員の確保や連絡網の整備を行うこと。
- ④ 個人情報の保護について、津山市個人情報保護条例を遵守するよう職員に周知・徹底を図ること。
- ⑤ 管理に係る全従業員（臨時職員を含む）の勤務形態等については、労働基準法・労働安全衛生法・その他労働関係法令を遵守し、管理に支障のないように配置のこと。

- ⑥ 職員には施設の管理運営に必要な火葬の知識及び接遇等についての研修を行うこと。
 - ⑦ 経理業務・受付業務・帳簿作成業務・その他体制の整備に必要な業務を実施すること。
 - ⑧ 指定管理者は、当該施設で雇用している職員等のなかで引き続き業務に従事することを希望する者がある場合は、これを尊重するよう努めること。
 - ⑨ 職員の雇用にあたっては、優先的な地域雇用に努めること。
- (2) 防犯・防災対策等
- ① 施設内での事故発生の防止に努めること。
 - ② 緊急時の対応及び防犯・防災対策について、マニュアルを策定し、職員を指導すること。
- (3) 業務遂行の準備
- 指定管理者に指定された後は、自己の責任及び負担において、令和2年4月1日から円滑に津山市総合斎場施設の管理に係る業務を遂行できるように、人的及び物的体制を整えること。なお、業務の引継ぎが必要な場合は、随時行うこととする。

8 指定管理者が行う業務内容等

※詳細については別表参照

- (1) 火葬業務並びにこれに附随する業務に関すること
- ① 火葬許可証受理確認業務
 - ② 火葬業務
 - ※火葬炉の温度計、モニターの注視による火葬を行うこと
 - ③ 胞衣・医療汚物焼却業務
 - ④ 炉前作業
 - ⑤ 分骨証明発行業務
 - ⑥ 残骨灰処理業務
- (2) 施設の利用に関する業務
- ① 会館業務
 - ② 利用予約確認業務
 - ③ 使用料徴収関係業務
 - ④ 待合室業務
 - ⑤ 霊安室業務
- (3) 施設、設備、備品等の維持管理に関する業務
- ① 施設設備及び備品等の維持管理業務
 - ② 植栽管理業務
 - ③ 環境衛生管理業務
 - ④ 清掃業務
 - ⑤ 防火管理及び危険物管理業務
 - ⑥ 警備業務
 - ⑦ 除雪業務
 - ⑧ 竹やぶ等管理業務

⑨ 施設、設備、備品等の軽微な修繕に関する業務

(4) その他施設の管理運営に関すること

① 施設運営に必要な物品の購入に関する業務

② 委託業務の執行に伴う契約及び支払い等に関する業務

③ 火葬状況等各種記録報告業務

④ 火葬予定確認業務

⑤ 災害対応業務

⑥ 引継ぎ業務

⑦ 改正省エネ法に基づく、エネルギー使用量の集計業務

⑧ 自販機の電気メーターの確認業務

(5) 利用者の利便性を向上させるための業務

① 市民サービス向上のための取組み

② 指定管理業務を円滑に実施するため、情報交換やアンケート結果を受けた利用改善の取組み

(6) 保険への加入

指定管理者は、募集要項及び仕様書に定める自らのリスクに対して、適当な範囲で保険等に加入すること。なお、津山市は「建物総合損害共済」（全国市有物件災害共済会）及び「市民総合賠償保障保険」（全国市長会）に加入している。

(7) モニタリングの実施

市と指定管理者は、仕様書、協定書及び指定管理者の事業計画書に基づくサービス水準（施設の管理業務の内容等）を維持するため、具体的な手段や評価の内容等について定め、モニタリングを実施する。

① 指定管理者が行うモニタリング

ア 業務遂行の記録、自己評価

- ・清掃、機器点検、安全対策等の実施状況と自己評価
- ・苦情、トラブルに対する対応状況と自己評価

イ 利用者満足度調査

- ・利用者アンケートの実施や意見箱の設置

② 市が行うモニタリング

ア 定期の履行確認

- ・日報、月報等の記録状況確認
- ・立入等による現地確認

イ 随時の履行確認

- ・利用者等からの苦情による実施状況確認
- ・利用者満足度調査報告書の点検結果による実施状況確認

ウ 事業決算の確認

- ・実績報告書に基づき、施設管理、利用状況、経理状況等の確認
- ・指定管理者の自己評価の点検

エ 実施状況の総合評価

- ・年度総合評価の実施と業務評価書の作成
- ・指定管理者審査委員会への報告

(8) 特記事項

- ① 国民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生上その他公共の福祉の見地から、業務を誠実に履行すること。
- ② 火葬業務をはじめとする各業務内容を熟知のうえその遂行にあたるとともに、常に施設及び周辺の維持、美観の保持に努め、その管理を適正に行なうこと。
- ③ 業務で知り得た個人情報の保護を徹底すること。
- ④ 業務中は職務に専念するとともに、遺族等に接する場合において、制服、名札を着用し、行動等に十分留意するとともに、第三者に不快の念を与えないこと。また、宗教上の中立を保ち、公平な運営にあたること。
- ⑤ 周辺住民及び利用者の意見、苦情等に対し誠意を持って対応すること。
- ⑥ 市が指定する公金以外については、いかなる場合においても金品の收受等それに類する行為をしてはならない。
- ⑦ 防火管理者及び危険物保安監督者を置き、消防計画を作成し対応するとともに市へ報告すること。
- ⑧ 津山市総合斎場は災害時の協力施設であることに留意し、地震・台風・その他の災害が発生し、応援体制が必要と市が判断したときは、指定管理者はこれに協力すること。
- ⑨ 市が現に保有している備品及び購入予定の備品等の取扱いについては、市の指示に従うこと。

(9) その他施設管理に必要な業務

- ① 墓地・埋葬等に関する法律に定めのある報告については翌月 5 日までに提出すること。
- ② 年度終了後、30 日以内に事業実績報告書を提出すること。
- ③ 次年度事業計画書を毎年度 2 月末までに提出すること。
- ④ その他、津山市が必要とする報告書を提出すること。
- ⑤ 次に該当した場合は、速やかに津山市に報告するものとする。
 - ・施設において、事故(異常火葬、黒煙発生、機器の故障、利用者とのトラブルなど)が発生したとき
 - ・施設の全部又は一部を休止する必要が生じたとき
 - ・施設又は施設に係る備品等を滅失し、又は毀損したとき
 - ・指定管理者の定款若しくは寄付行為又は登記事項に変更があったとき
 - ・指定管理者と金融機関との取引が停止となったとき
 - ・その他業務に支障を及ぼす事態が発生したとき

9 業務の再委託について

包括的な業務の再委託は認めない。ただし、一部の業務については、市との協議の上、専門の事業者へ委託することができる。

10 管理に要する経費

津山市総合斎場の管理経費については、指定管理者が当該施設の管理運営に必要なすべての経費を負担すること。

施設及び設備並びに備品等が破損・消耗した場合は、1件30万円未満（消費税及び地方消費税を含む。）の修繕・補修等は、指定管理者の負担とすること。ただし、1件30万円以上（消費税及び地方消費税を含む。）が見込まれる場合は、市と指定管理者とで協議し決定するもの。

11 利用料金制について

利用料金制は採用しない。

12 指定管理料

- (1) 津山市総合斎場の管理に必要な経費として、収支状況等を参考に指定管理料を提示すること。
- (2) 市は、指定管理料を4月、7月、10月、1月の4回に分割して、協定書に定める期日までに、指定管理者の請求に基づいて支払うこととする。

13 立入検査について

津山市は必要に応じ、施設・物品・各種帳簿等並びに管理運営状況について実地検査を行う。指定管理者は、合理的な理由なく、これを拒否できない。

14 備品等の帰属について

- (1) 現に使用中の市所有の備品並びに購入予定の備品等については、無償で貸与するもの。
- (2) 指定管理者は、市の所有に属する備品等については、津山市物品会計規則（昭和40年規則第18号）及び関係規則の管理の原則及び分類に基づいて管理するもの。
- (3) 指定管理者が指定期間中に管理運営経費により購入した備品等については、原則、市の所有に属するものとする。指定管理者が指定期間中に管理運営経費により購入した備品等については、津山市物品会計規則（昭和40年規則第18号）及び関係規則の管理の原則及び分類に準じて独自に備品台帳等を備えて、その購入にかかる備品等を整理するとともに、購入及び廃棄等の異動について定期的に市に報告するものとする。

15 市と指定管理者との責任分担

市と指定管理者との責任分担は、原則として、次の表に定めるとおりとします。

項 目		リスク負担者	
分 類	概 要	市	指定管理者
制度・法令変更リスク	関係法令・許認可の変更等に係るもの	○	
政治・政策リスク	政策方針の転換、市の財政破綻等による指定管理の中止又は変更、コスト増大	○	
	市議会による指定管理者指定議案の否決		○
	管理運営期間中の市議会による予算執行停止等	○	
物価変動リスク	インフレ・デフレによるコスト増減		○注1
債務不履行リスク	指定管理者の債務不履行による指定管理業務の破綻等		○
不可抗力	天災、暴動などの市及び指定管理者のいずれの責めにも帰すことの出来ない事由	○注4	
管理運営計画リスク	管理運営計画の不備、利用者の見込み違い等に伴う費用負担		○
管理瑕疵リスク	指定管理者の瑕疵に起因する損害等の発生		○
施設・設備並びに備品の修繕・改修	指定管理者の瑕疵によるもの		○
	上記以外のもの（1件30万円未満のもの） *経年劣化によるものも含む		○
	上記以外のもの（1件30万円以上の修繕）	協議事項	
施設構造リスク	施設構造に起因するもの	○注4	○注2
施設利用者への損害賠償	指定管理者の瑕疵によるもの	協議事項	
	上記以外のもの	○	
保険加入	施設 火災保険	○	
	施設賠償責任保険	協議事項	
	利用者にかかる損害賠償保険	協議事項	
	施設管理上必要と思われるもの		○
包括的管理責任			○
原状回復	指定期間の終了又は期間途中での業務廃止の場合における原状回復等の費用		○
許認可等取得リスク	管理運営に必要な許認可の取得及び資格者の配置等の不備	注3	○

注1：特別な場合、協議できる事項を協定書に盛り込む予定です。

注2：指定管理者が、施設構造の不備を認識しているにもかかわらず、適切な対応を欠いている場合には、指定管理者のリスクとします。

注3：許認可の取得につき、市の協力を要する場合には、市は合理的な範囲内でこれに協力します。

注4：不可抗力・施設構造リスクとは、財物の損害であり、市がそれに伴う休業補償、営業補償は行いません。

16 協定の締結

津山市と指定管理者は、津山市総合斎場を適正に管理するために必要な基本事項について、協議のうえ協定を締結するもの。

17 協議

指定管理者は、この仕様書に規定するもののほか、指定管理者の業務の内容及び処理について疑義が生じた場合は、市と協議し決定するもの。

18 業務引継ぎ

指定管理期間が終了する日までの間、津山市が別途指示する業務引継ぎ書を作成し、新たな指定管理者との間で市の立会いのもと速やかに業務引継ぎを行なうこと。業務引継ぎには火葬業務に係わる技術指導を含む。

また、新旧指定管理者は業務引継ぎが完了したことを示す書面を取交し、市に対してはその写しを提出すること。

19 その他の注意事項

- ① 公の施設であることを常に念頭に置き、公平な運営を行うこととし、特定の団体等に有利あるいは不利になる運営を行わないこと。
- ② 指定管理者は、津山市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第8条の規定により、原状回復の義務を負う。
- ③ 指定管理者は、個人の権利利益を侵害することのないよう適正に取り扱うものとする。
- ④ 指定管理者は、津山市情報公開条例の規定に準じて、施設の管理を行うにあたっての文書は開示しなければならない。
- ⑤ 指定管理者は、市が指定する業務以外の事業を実施しようとする場合は、事前に市と協議すること。

別表 1 業務一覧

別表 2 保守管理・点検等の業務について

別表 3 収支決算書

(過去2ヵ年分の収支決算状況を記載)

別表 4 備品等一覧表

別表 5 敷地図、建物平面図等

別表1 業務一覧

(1) 火葬に関する業務

項目	内容
火葬許可証受領確認業務	火葬許可証を受領し記載事項を確認した上で、火葬を行なった日時を記入し、署名及び押印をしたうえで許可証を返却する業務
火葬業務	火葬炉等の運転操作含め火葬のための業務 ※火葬炉の温度計、モニターの注視による火葬を行うこと
胞衣・医療汚物焼却業務	産後汚物、身体の一部等の焼却業務
炉前作業	遺族の迎え入れ、拾骨業務等
分骨証明発行業務	利用者の申請により、火葬許可証等添付書類を確認した上で、分骨証明書を発行する業務
残骨灰処理業務	住民の宗教的感情に配慮し、丁寧を旨とし、不敬にわたることのないよう留意した上で、関係法規に基づき残骨灰を適切に処理(搬出)する業務

(2) 施設の利用に関する業務

項目	内容
会館業務	<ul style="list-style-type: none"> ・火葬許可証及び施設・備品等使用許可書の受理並びに市民課への送付に関する業務 ・施設利用の受付及び利用者への案内業務 ・施設の開閉場に関する業務
利用予約確認業務	市民課への施設利用の確認業務
使用料徴収関係業務	<ul style="list-style-type: none"> ・夜間及び休日等緊急かつ必要と認めた場合における施設使用許可書の交付業務 ・施設備品の使用許可並びに備品利用準備及び確認業務 ・上記施設等の使用にかかる使用料の収納納付に関する業務
待合室業務	利用者への説明、後片付け等の業務
霊安室業務	霊安室の使用受け入れ及び確認業務

(3) 施設、設備等の維持管理に関する業務

項 目	内 容
施設整備及び備品等の維持管理業務	建物、火葬炉、その他設備、備品等の日常点検及び保守管理業務 法律等に基づく保守点検（消防用設備点検、自家用電気工作物保安業務、地下灯油タンク定期点検）
植栽管理業務	場内の樹木等の剪定、管理及び法面斜面の除草業務
環境衛生管理業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 場内の一般廃棄物の適正な分別及び処理業務 ・ 関係法令に基づく合併浄化槽維持管理及び汚泥抜取清掃業務 ・ 第一種感染症等の取り扱いによる場内の消毒業務 ・ 周辺側溝の清掃業務
清掃業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の日常清掃業務 ・ 作業場以外の定期的な清掃業務（ワックス塗布等）
防火管理及び危険物管理業務	法令に基づく防火管理者及び危険物取扱者としての業務
警備業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設利用時において事故盗難等未然に防ぐための見回り業務 ・ 事故等緊急時における関係機関への通報及び応急対策業務
除雪業務	降雪時における場内の除雪業務
竹やぶ等管理業務	不要な樹木の伐採、除草及び竹やぶの管理業務
施設、設備、備品等の軽微な修繕に関する業務	施設及び設備並びに備品等の機能を維持するための日常的な点検にともなう軽微な修繕及び補修業務

(4) その他市長が管理運営上必要と認める業務

項 目	内 容
施設運営に必要な物品の購入に関する業務	運営管理上必要な物品購入及び支払業務
委託業務の執行に伴う契約及び支払等に関する業務	維持管理上必要な業務の契約書締結及び附随する業務並びに支払業務
火葬状況等各種記録報告業務	火葬簿、管理日誌、施設設備点検簿等の記録及び報告並びに作業実績等報告書提出業務
火葬予定確認業務	翌日等の火葬予定を確認する業務
災害対応業務	台風等の災害時における対応及び施設点検業務
引継ぎ業務	新指定管理者への引継ぎ業務
エネルギー使用量の集計業務	改正省エネ法に基づく、エネルギー使用量の集計業務
自販機の電気メーターの確認業務	自販機の電気メーターの確認業務

別表2 保守管理・点検等の業務について

業務名	業務量等	実施回数等
火葬炉設備保守点検業務	8基（標準炉4基、超大型炉2基 大型炉1基、汚物炉1基）	年1回以上
消防設備保安点検業務	関係法令に基づく保守、点検業務	年2回以上
施設内法面草刈、植栽・ 樹木管理業務	施設内法面、植栽等管理業務	草刈 年3回以上 草取り 年9回以上 樹木・植栽剪定 年2回以上
残骨灰処理業務	関係法令に基づく適正な残骨灰回収及び処 理業務	年6回以上
空調設備保守点検業務	火葬棟、会館棟空調切替及び保守点検	年2回以上
電気工作物保守点検業務	関係法令に基づく保守、点検業務	隔月
定期清掃業務	施設内定期清掃業務	各所指定月に実施
警備業務	会館棟、火葬棟警備業務 4エリアで警備実施	通年
竹やぶ等管理業	竹やぶ、笹、雑木等の伐採及び管理	年2回以上
自動扉保安点検業	6台（ダイハツ製） 会館棟4台、火葬棟2台	年2回以上
地下灯油タンク点検、清 掃業務	関係法令に基づく保守、点検業務（5,000ℓ 槽）	年1回以上
側溝清掃業	斎場周辺側溝清掃業務	年1回以上

収支決算書

津山市総合斎場		平成29年度 (指定管理者 決算分)	平成30年度 (指定管理者 決算分)
歳入	項目		
	指定管理料	46,195,000	46,409,000
	斎場使用料(火葬炉)	0	0
	斎場使用料(斎場)	0	0
	斎場使用料(霊柩車)	0	0
	諸収入	0	0
	計(A)	46,195,000	46,409,000
内訳	人件費(嘱託)	21,880,126	22,288,865
	嘱託報酬(賃金)	19,333,456	19,949,101
	霊柩業務	0	0
	社会保険料	2,546,670	2,339,764
	労災保険料	0	0
	その他賃金	0	0
	謝礼金	0	0
	消耗品費	2,546,635	2,607,114
	燃料費(灯油)	6,352,000	7,108,000
	燃料費(LPガス)	27,500	25,783
	光熱水費(電気)	3,787,097	4,042,712
	光熱水費(水道)	586,592	625,736
	修繕料(維持補修)	1,184,989	480,473
	通信運搬費(電話代)	268,577	216,047
	手数料(浄化槽 汚泥採取)	0	0
	手数料(火葬棟西側 側溝清掃)	69,942	69,942
	手数料(地下タンク漏洩検査)	67,886	67,886
	手数料(ごみ処理費)	95,230	40,680
	手数料(各種振込手数料)	64,086	34,452
	手数料(その他)	11,400	12,400
	施設管理委託料等	4,271,683	4,271,683
	清掃委託料	1,296,000	1,296,000
	警備委託料	388,800	388,800
	樹木管理委託料(草刈・草取・剪定)	1,145,340	1,145,340
	樹木伐採等委託料	0	0
	浄化槽維持管理委託料	0	0
	消防用施設設備点検委託料	72,000	72,000
	機械等保守点検(電気工作物)	239,657	239,657
	機械等保守点検(空調設備保守)	391,886	391,886
	機械等保守点検(公園遊具点検)	0	0
	機械等保守点検(自動扉保守点)	180,000	180,000
	火葬炉設備保守委託料	514,800	514,800
	残灰残骨処理業務委託料	43,200	43,200
	会館業務委託料	0	0
	火葬業務委託料(加茂舎)	0	0
	調査等委託料(火葬状況・排ガス)	0	0
	指定管理料	0	0
	機械賃借料	0	0
	下水道使用料(H22.09 総合斎場接続)	0	0
	NHK受信料	29,090	29,090
	通信利用料(TV津山)	0	0
	普通建設事業費(整備工事費等)	0	0
	設計委託料	0	0
	設計監理委託料	0	0
	改修等工事費	0	0
	資材費等	0	0
	器具等購入費(備品購入費)	0	0
重量税(2年毎)	0	0	
施設賠償保障・車両保険等	100,830	100,830	
車両管理費	0	0	
本部管理費	1,190,574	1,084,610	
消費税及び地方消費税	1,759,894	1,790,962	
	計(B)	44,294,131	44,897,265
	差引額(A)-(B)	1,900,869	1,511,735

別表4

備品等一覧表

品名	規格	管理 設置場所		数量
MAXビーホップ(名前シールカット用)	富士通MAX CM-300	会館棟	事務室	1
アームレスチェア(背なし)	コクヨCN-150BVFNO6	会館棟	事務室	1
看板名印刷用ソフト	「筆の先生」forWinVista	会館棟	事務室	1
パソコン(富士通)		会館棟	事務室	1
プリンター	富士通DocuPrint305	会館棟	事務室	1
長机		会館棟	待合ホール	2
AED	フクダ電子 AEDハートスタートHIS	会館棟	待合ホール	1
AED収納ボックス	フクダ電子 AEDボックスコンパ外	会館棟	待合ホール	1
空気清浄器(事務所用)		会館棟	待合ホール	1
空気清浄器(待合室用:小型)		会館棟	待合ホール	2
焼香台		会館棟	待合ホール	2
アコーディオンスクリーン		会館棟	第1告別室	8
音響設備一式	マイク2本、ワイヤレスマイク2本、スピーカー4台付	会館棟	第1告別室	1
棺ふた置台		会館棟	第1告別室	1
空気清浄器(式場用:業務用)		会館棟	第1告別室	2
空気清浄器(式場用:小型)		会館棟	第1告別室	2
6尺4段白木祭壇一式	①泰山やまと6尺4段祭壇 1組(箱なし) ②泰山環前飾富士6尺 1台(箱付) ③泰山富士位牌台 1台(箱付) ④泰山富士写真台 1台(箱付) ⑤泰山富士六灯立 1対(箱付) ⑥泰山富士新盛物台 1対(箱付) ⑦泰山新都燭台 小 1対(箱付) ⑧泰山やまと祭壇 袖 1対(箱付) ⑨泰山富士まどか行灯 1対(箱付)	会館棟	第1告別室	1
焼香台		会館棟	第1告別室	3
僧侶用椅子(第1告別室曲録)		会館棟	第1告別室	1
僧侶用焼香机		会館棟	第1告別室	1
大鈴用専用台(棒収納付)		会館棟	第1告別室	1
大鈴	金メッキ仕様、座布団、棒付	会館棟	第1告別室	1
提灯(会館棟入り口)		会館棟	入口	1
事務机(2人用)		会館棟	事務室	1
事務机(両袖デスク)		会館棟	事務室	1
書庫		会館棟	事務室	1
書庫(ガラス戸仕様)		会館棟	事務室	1
ロッカー		会館棟	事務室	1
センターテーブル	TOKIO FT-1260CTBR(332-012)	会館棟	待合ホール	4
茶ダンス(食器戸棚)	BAR-90	会館棟	湯沸室	1
空気清浄器(待合室用:業務用)		会館棟	待合ホール	2
安楽イス	チトセ製 OYZ-10	会館棟	待合ホール	4
7尺2段白木祭壇一式	①由比6尺4段祭壇 1組(2段目蛍光灯付・箱なし) ②香雲写真台 1台 ③京型高月(大) 1対 ④位牌台 1台 ⑤新都燭台(小) 1対	会館棟	和室	1
7尺2段白木祭壇一式	①由比6尺4段祭壇 1組(2段目蛍光灯付・箱なし) ②香雲写真台 1台 ③京型高月(大) 1対 ④位牌台 1台 ⑤新都燭台(小) 1対	会館棟	和室	1
コードレス電話機	タムラPG308 WS II	会館棟	事務室	1
焼香台		会館棟	倉庫	1
ボード棚	コクヨ SE-LO7456	会館棟	倉庫	1
片袖机	ライオン W1000H700D700 S-107S	会館棟	電気室	1
クリーンドライ	TOTOTCE15	会館棟	トイレ	3
クリーンロッカー	コクヨ CLK-65M	会館棟	パントリー	1
エアコン	室外機SPW-CHRDXP224A 室内機SPW-UXR112B 2台	会館棟	和室	1
会議机	コクヨKT120TN	会館棟	待合ホール	3
大鈴	金メッキ仕様、座布団、棒付	会館棟	和室	2
監視カメラ一式	監視カメラ3台、スイッチャー1台、液晶モニター1台付	会館棟		1
監視カメラ一式	監視カメラ1台	会館棟		1
脇台		会館棟		2
供物台		会館棟		2
2人用ロッカー	ライオン TIY-90	火葬棟	休憩室	1
3人用ロッカー	ライオン TIY-90	火葬棟	休憩室	1
地上デジタル放送対応テレビ(26V型)	パナソニック液晶テレビ THL26X1	火葬棟	休憩室	1
骨壺台 大	大	火葬棟	収骨室	2
書庫 ガラス戸	オカムラ 4642AZ	火葬棟	操作室	1
地上デジタル放送対応テレビ(42V型)	パナソニックプラズマテレビ THP42X1	火葬棟	操作室	1
片袖机	ライオン W1000H700D700 S-107S	火葬棟	操作室	2
空気清浄器(霊安室用)		火葬棟	霊安室	1

遺体保冷庫	横入れハッチバック式2段(2体用)	火葬棟	霊安室	1
コードレス電話機	タムラPG308 WSⅡ	火葬棟	休憩室	1
日立掃除機	CV-98WH2	火葬棟	作業室	1
アームチェア	マリアン 770×790×680	火葬棟	残灰室	1
日立フローアポリシャー	SFR-202	火葬棟	電気室	1
ボード棚	コクヨ SE-LO7456	火葬棟	台車置場	1
クリーンドライ	TOTOTCE15	火葬棟	トイレ	1
火葬炉内台車(1号炉)	超大型炉	火葬棟	炉内	1
火葬炉内台車(2号炉)	超大型炉	火葬棟	炉内	1
火葬炉内台車(3号炉)	標準	火葬棟	炉内	1
火葬炉内台車(5号炉)	標準型	火葬棟	炉内	1
火葬炉内台車(6号炉)	標準型	火葬棟	炉内	1
火葬炉内台車(7号炉)	標準型	火葬棟	炉内	1
火葬炉内台車(8号炉)	大型	火葬棟	炉内	1
柩運搬車	CA-MAH-S	火葬棟	霊安室	1
車椅子	介助型	火葬棟		3
ナショナル監視カメラ	WV-CL111	火葬棟		1
ナショナル監視カメラレンズ	WV-LA3	火葬棟		1
ナショナル監視カメラ駆動ユニット	WV-PS11	火葬棟		1
ネットワーク監視カメラ設備一式	①ネットワークカメラ Panasonic DG-SW155M 2台 ②ネットワークカメラ モニタリングユニット エルア YS-1000 1台 (ワイド液晶ディスプレイ(21.5型) I-O DATE LCD-MF222E 1台付き) ③外付けHDD パツファロー HD-CXT1.0TU2J 1台 エレコム LCH-FS1TUDBS 1台 ④スイッチサプライ Panasonic Switch-S8PWR PN21089K 1台 ⑤HDMI信号分配器 IDK VAC-2000HD-A 1台	火葬棟		1
ヘーゼルナッツ人工植物	コクヨ PX-G6123	火葬棟		2
ミニシェフレリアナ人工植物	コクヨ PX-G6328	火葬棟		2
ベンジャミン人工植物		火葬棟		4
骨壺台 小	小	火葬棟	収骨室	2
長机		火葬棟	第2告別室	24
アコーデイオンスクリーン		火葬棟	第2告別室	3
5尺2段法事用祭壇一式	①法事用祭壇5尺白木調キャスター付 1台 ②マール写真台・白木調 1台 ③マール盛物台・白木調 1対 ④マール位牌台・白木調 1台 ⑤シロア簡単曲録椅子(僧侶用)折り畳み式 1台 ⑥シロア脇台・キャスター付 1台	火葬棟	第2告別室	1
電磁調理器	電磁調理器 1台、専用台 1台	火葬棟	第2告別室	1
事務用いす		会館棟	事務室	3
アームレスチェア(背あり)	コクヨCN-150VFN06	会館棟	待合ホール	2
アームレスチェア(背なし)	コクヨCN-150BVFN06	会館棟	待合ホール	7
ソファベッド	マリアン 2010×790×680	会館棟	待合ホール	1
長いす	チトセ製 OYZ-30	会館棟	待合ホール	2
事務机(脇デスク)		会館棟	事務室	1
冷蔵庫(NR-B141W)		会館棟	パントリー	1
書庫 スチール戸ベース付	オカムラ 4622AZ	火葬棟	操作室	2
屋外用カメラハウジング	WD-7155(ワイパー付き)		総合斎場	1
カラーテレックカメラ	WV-CP110	津山市総合斎場		1
ゴミステーション		津山市総合斎場		1
神式用品一式	①泰山神式棺前飾春日6尺扉金具付 1台(箱付) ②神鏡6寸 1組 ③格納箱(神鏡6寸用) 1個 ④三宝(吉野)9号 11台 ⑤格納箱(三宝9号11台用) 1個 ⑥かがり火10号 1対 ⑦泰山神式雪洞(大) 1対(箱付) ⑧泰山神式雪洞(小) 1対(箱付) ⑨霊豊案 1台 ⑩瀬戸物M神式セット6寸塗(7寸皿10枚付) 1組 ⑪泰山玉串案(立6尺) 1台(箱付) ⑫泰山玉串案(立3尺4寸) 3台(箱付) ⑬泰山玉串案(座2尺4寸) 2台(箱付) ⑭泰山玉串案(座3尺) 1台(箱付) ⑮泰山玉串案(座2尺4寸73cm・50cm・36cm) 1組(箱付) ⑯泰山極上真榊台 1対(箱付) ⑰三種神器(大) 1組 ⑱造花榊 1対 ⑲本式五色旗(大・ミナロ) 1対 ⑳祓串台付(亀) 1本 ㉑格納箱(かがり火・霊豊案・瀬戸物セット用) 1個 ㉒格納箱(三種神器・造花榊・五色旗用) 1個 ㉓格納箱(祓串台用) 1個	津山市総合斎場		1
駐車場看板		津山市総合斎場		1
レセプションチェア	ホウトク スワニ-1型CL8100	津山市総合斎場		140
会議用椅子	ホウトクCL8102 TXL11スワニ-1型	津山市総合斎場		114
電話機FAX主装置	タムラPG308	津山市総合斎場		1

別表 5

1 総合斎場施設概要

- (1) 諸室
- (2) 火葬炉設備
- (3) 電気設備
- (4) 空調設備
- (5) 給排水設備

2 施設平面図

1 総合斎場施設概要

(1) 諸室

区分	室名	室数	用途
火葬棟	エントランスホール	1	火葬見送り者、収骨参加者等参列場所
	お別れホール	1	火葬前の告別の場所
	収骨室	2	焼骨を骨壺に納める部屋
	炉前ホール	1	棺を火葬炉に搬入する場所
	冷却前室	7	火葬後の焼骨を冷却する場所
	炉室	8	火葬炉格納スペース及び整備点検スペース
	作業室	1	火葬設備の作業を行う場所
	電気機械室	1	施設管理に係る自家発電設備等の電気機械室
	操作室	1	火葬業務の機械制御や集中制御を行う
	機械室	1	火葬炉設備・空調設備に係る機械室及び火葬用灯油ホッパ室
	残骨室	1	施設全体の残骨灰を集塵機等により集約及び保管する場所
	空調機械室	1	施設管理に係る空調機械室
	第2告別室	1	精進落とし及び初七日を行う場所
	事務室	1	施設管理に係る事務処理を行う
	便所	2	利用者用(男女兼用)・職員用便所
	霊安室	1	遺体の一時保管場所
	台車置場	1	火葬により発生した残骨灰を処理する場所
	休憩室	1	職員用休憩室(脱衣所、浴室、湯沸室含む)
	その他		作業通路
	会館棟	第1告別室	1
控室		1	僧侶用控え室
和室		2	告別式、通夜、密葬を行う場所
待合ホール		1	火葬から収骨までの待ち時間を過ごすホール
便所		3	利用者用(男女)・身体障害者用
パントリー		1	自動販売機設置場所及び備品等保管場所
給湯室		1	利用者用湯沸室
事務室		1	施設管理に係る事務処理を行う
風除室		2	外気の進入を緩和する場所
その他			廊下
外回り	霊灰塔	1	火葬により発生した残骨灰の保管場所

(2) 火葬炉設備

設置炉数	8基(標準炉4基、大型炉1基、超大型炉2基、汚物炉1基)
燃料消費量	50~60kg/1体
火葬所要時間	平均 70分(60+10)
型式等	再燃焼却室付台車式、台車自動引出方式
排気方式	誘引排風機による強制排気(2基1系列)
使用燃料	白灯油

(3) 電気設備

受電電圧	三相 三線 6,600V 60Hz	
設備容量及び最大電力	225KVA / 150KVA	
非常用予備発電設備	容量	115KVA
	数量	1基
	電圧	200V
	方式	ディーゼルエンジン
燃料	軽油	
付属品	供給電源切替盤	

(4) 空調設備

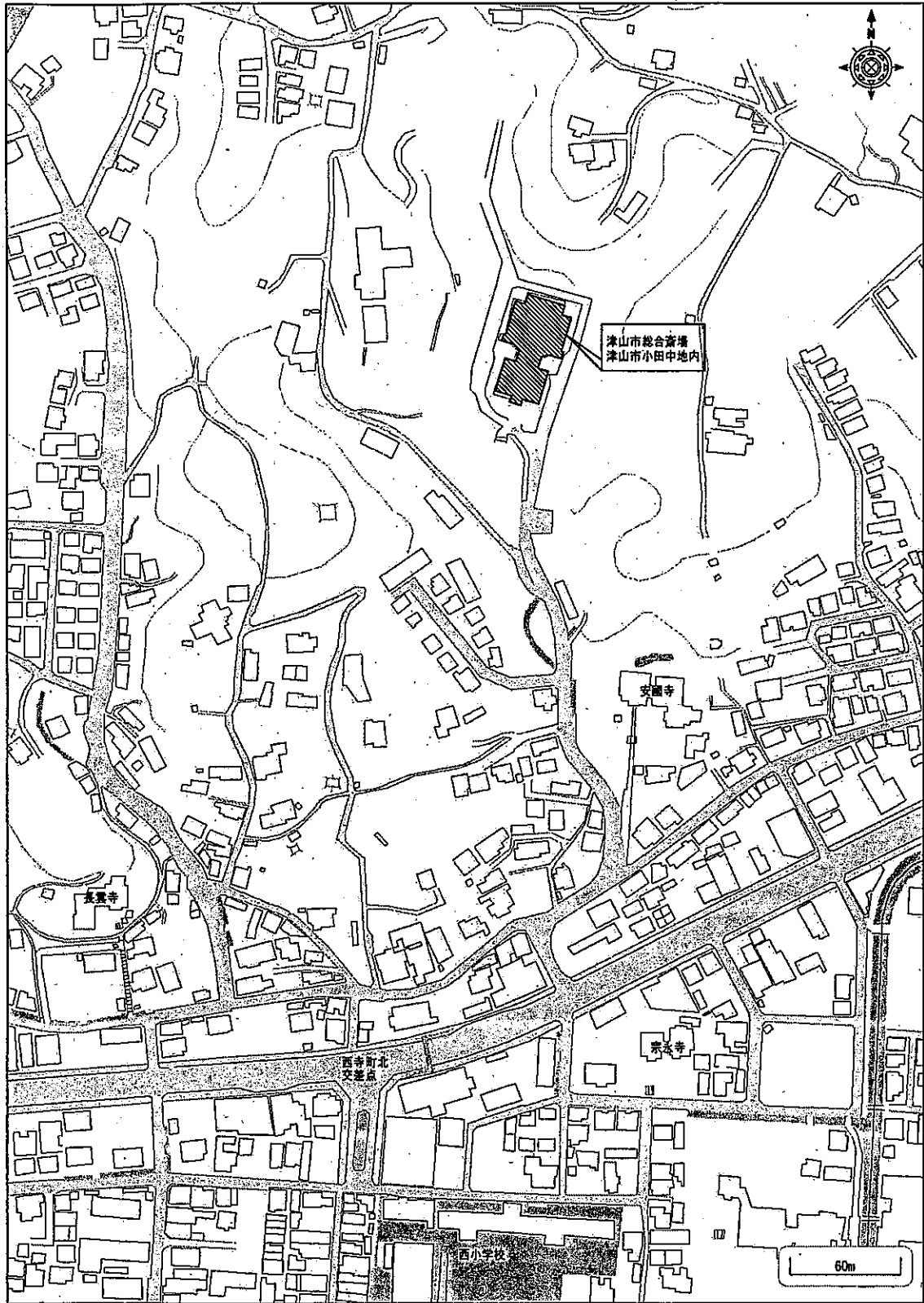
場所	区分	名称	
火葬棟	主空調機器	二重効用吸収式冷温水機(日立製)	HAU-KH-50CXA 1台
	エアハンドリングユニット	垂直型 3系統	
会館棟	パッケージエアコン	床置ダクト型	PFHV-P450CM-E 1台
		天井埋込ダクト型(同時ツイン)	2台
		和室用エアコン	室内機 2台 室外機 1台
	電気集塵機(パルソ型)		PCP 1台
	全熱交換機		回転型 3台 静止型 1台
	膨張タンク		100L 1台

(5) 給排水設備

給水設備	津山市水道局本管より引き込み
排水設備	津山市下水道管に放流
給湯設備	給湯必要箇所にガス湯沸器を設置
消防設備	自動火災報知設備 消火器(MA-10SB)18本設置

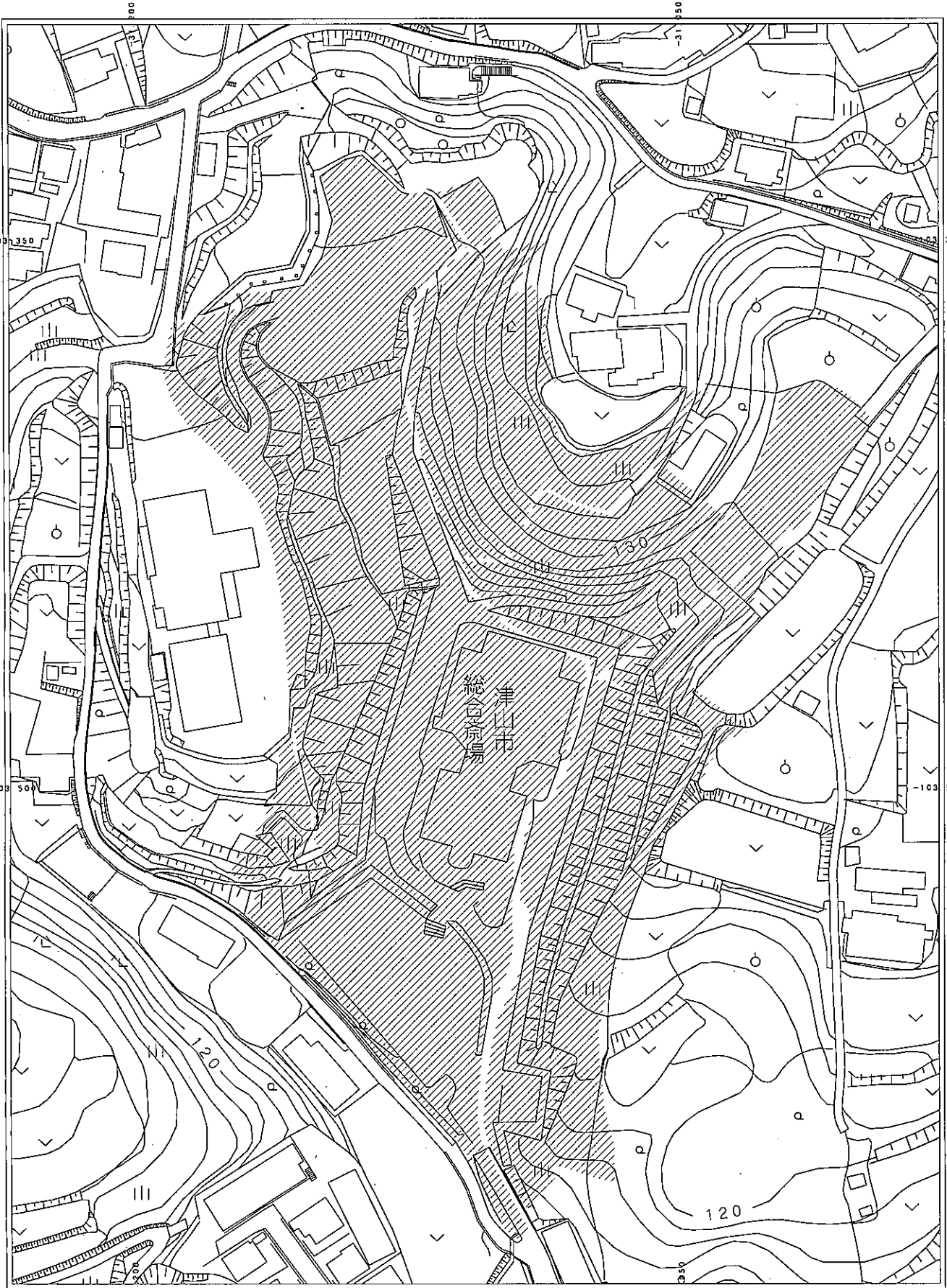
津山市総合斎場 全景



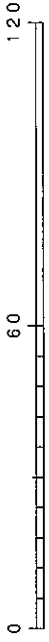


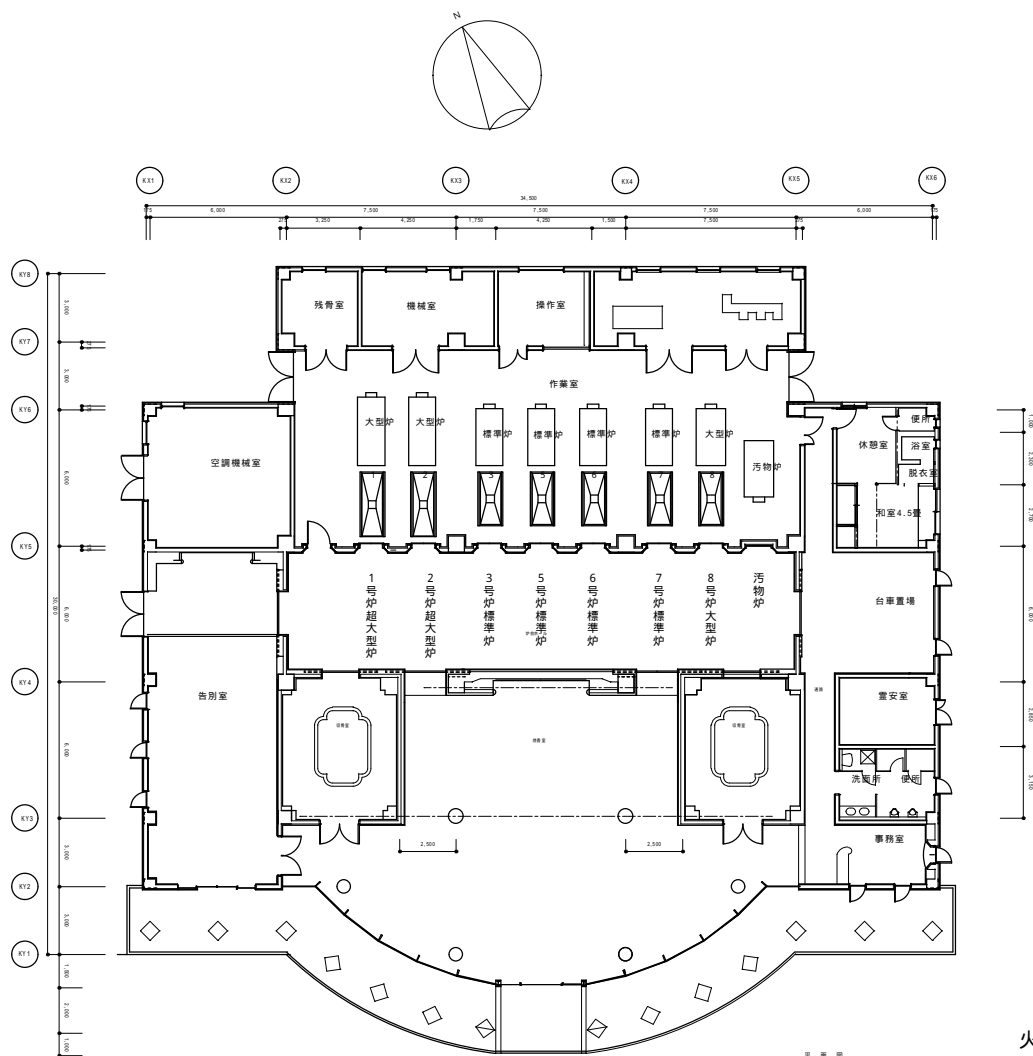
付近見取図

津山市総合斎場

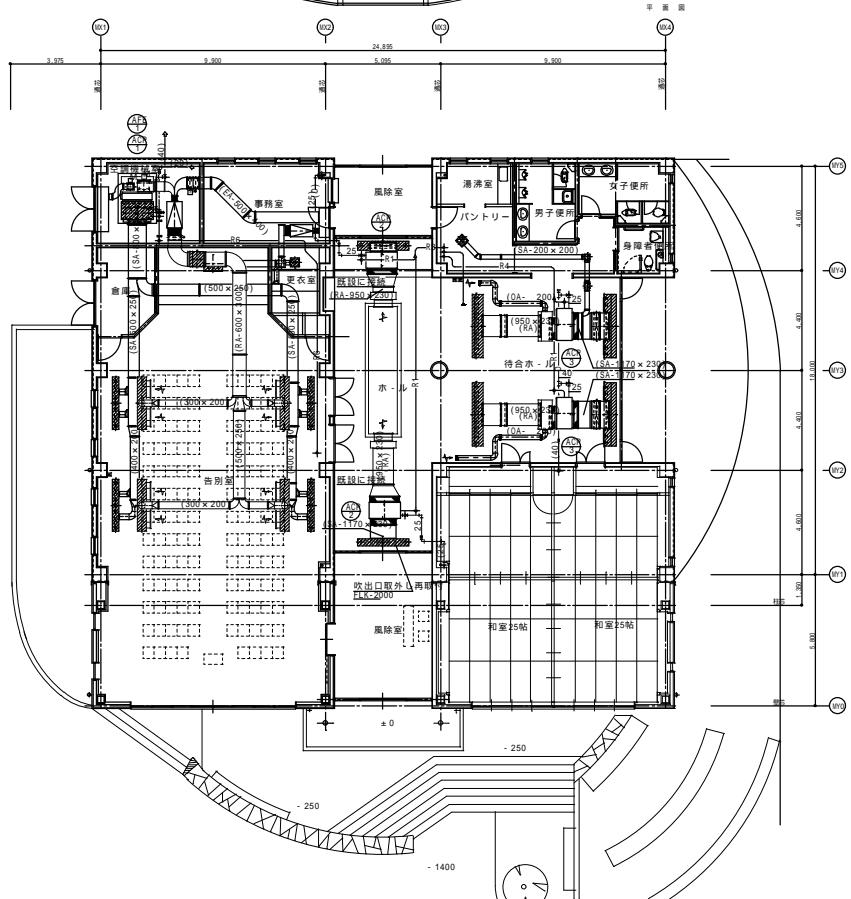


1:1500





火葬棟



会館棟